

# ものづくりもう一押し支援事業

## 自治体情報

人 □ 354,559人

標準財政規模 76,407,501千円

担当課 北海道旭川市経済観光部ものづくり推進室 産業振興課

電話 0166-25-7047

ホームページ <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>

事業期間 平成21年度から

参考とした施策 大田区：新製品・新技術開発支援事業助成金

関係施策分類

## 施策の概要

### 1 取り組みに至る背景

当市には、機械・金属・家具・建具・食品・ITなど、高い技術力を有した企業が多く立地しているが、経営規模の比較的小さな企業が多い。これらの企業では、完成の間近な成熟度の高い試作品、新技術を保有していても、近時の景気後退や公共事業縮小の影響などで受注額、利益額が減少したことにより、資金面の制約からその開発・製品化が迅速に進まない状況であった。

### 2 事業内容（目的・目標・方策）

この事業では、中小企業の新製品開発を資金面から「もう一押し」支援することで、製品化を促進し、特色ある地域産業の振興と地域経済の活性化を図っていくことを目的とした。

具体的には、当市の中小企業（個人事業を含む）が行う技術、新製品開発事業のうち、開発される製品、技術、デザインの成熟度が高く、もう一押しすることで製品化に結びつくものに対して補助金を交付することによる。

補助対象事業は、①新製品開発 ②新製品に関するデザイン開発 ③機械、器具または装置の省力化、高性能化または自動化のための技術の開発（量産により販売の見込めるもの）とした。

補助対象経費は、対象事業における原材料・副資材・機械装置・工具器具・外注加工・外注デザイン・工業所有権の導入・性能検査・業務の委託に要した費用とするほか、企業が雇用し、当該事業に従事している者の直接人件費を含めることができる（ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業以外の業種では、総事業費の25%を超えない額に限る）。

補助率は、補助対象経費の4分の3以内で、補助金の

皆様の製品開発にお役立てください。

**新製品等開発促進支援事業**  
ものづくりもう一押し支援事業費補助金  
(募集中です)

旭川市では、企業等の皆様の製品開発に必要な経費に対して補助する、新製品等開発促進支援補助金とものづくりもう一押し支援補助金を実施します。

新製品等開発促進支援補助金では、開発される製品・技術・デザインから試作開発までに要する経費について、研究開発費も含めて補助の対象としています。

ものづくりもう一押し支援補助金では、開発される製品・技術・デザインの成熟度が高く、もう一押しすることで製品化に結びつくものについて、より高い補助率と補助上限額をご用意しています。（研究開発費は補助対象にはなりませんのでご注意ください）

両事業の詳細と比較について

事業名	新製品等開発促進補助金	ものづくりもう一押し支援補助金
募集（採択）	5件	4件
助成期間	平成22年3月31日までに限る。1年以内で事業を完了するもの	
補助率	必要経費の2分の1以内 (上限100万円)	必要経費の4分の3以内 (上限200万円)
対象者	①市内に主たる事業所を有し、市内において1年以上操業している中小企業者 ②市内に事務所を有する中小企業団体であって、その構成員の過半数が製造業あるいは情報通信業を営む中小企業者であること。 ③市内在住かつ、1年以上市内で操業している個人事業主 いずれの場合も市税を滞納していない（市税を納税している）ことを条件とします。	
対象事業	①研究開発 ②新製品に関するデザイン開発 ③機械、器具または装置の省力化、高性能化または自動化のための技術の研究または開発	①新製品開発 ②新製品に関するデザイン開発 ③機械、器具または装置の省力化、高性能化または自動化のための技術の開発（量産により販売が見込めるもの）
対象経費	①原材料・副資材費 ②機械装置費 ③工具器具費 ④外注加工費 ⑤外注デザイン開発費 ⑥工業所有権導入費 ⑦性能検査費 ⑧委託費 ⑨直接人件費（申請者がソフトウェア業または情報処理・提供サービス業の場合に限る。ただし外注した場合はこの限りではない。）	①原材料・副資材費 ②機械装置費 ③工具器具費 ④外注加工費 ⑤外注デザイン開発費 ⑥工業所有権導入費 ⑦性能検査費 ⑧委託費 ⑨直接人件費（人件費が総事業費の25%を超えない旨を申請すること。ただし、申請者がソフトウェア業または情報処理・提供サービス業の場合においては、この制限は適用しない。）
申請書等の配布について		
配布場所	旭川市経済観光部ものづくり推進室産業振興課 (旭川市6条通10丁目旭川市第三庁舎3階) インターネットでのダウンロードは <a href="#">こちらから</a> です。	
申請書の受付		
受付期間	平成21年4月17日（金曜日）から 平成21年5月15日（金曜日）午後4時まで	
受付場所	旭川市経済観光部ものづくり推進室産業振興課 (旭川市6条通10丁目旭川市第三庁舎3階)へご持参下さい。 申請書を持参される場合は、あらかじめ産業振興課（電話25-7047）へご連絡ください。	
補助対象者の決定方法	審判による審査を行い、更に5月下旬に予定しているヒアリング及び審査員において補助対象者を決定し、通知します。	

中小企業とは  
中小企業基本法に定める、つぎの要件を満たす企業をいいます。

業種分類	定義
製造業その他	資本金3億円以下または従業員数300人以下
卸売業	資本金1億円以下または従業員数100人以下
小売業	資本金5千万円以下または従業員数50人以下
サービス業	資本金5千万円以下または従業員数100人以下

中小企業団体とは  
中小企業団体の組織に関する法律に定める、つぎの組織をいいます。

事業協同組合
事業協同小組合
火災共済協同組合
信用協同組合
協同組合連合会
企業組合
協賛組合
商工組合
商工組合連合会

上限額は200万円である。

企業から事業を公募し、審査委員会におけるヒアリング・審査を通じて採択された事業について、補助金を交付している。

### 3 施策の開始前に想定した事業効果

中小企業に対して、ニーズに即した補助制度を作ることにより、技術開発と製品開発を強く後押しし、企業活動の活性化を図ることができると考えた。

また、多少ならずともリスクを伴う新製品の研究開発においては、人件費や開発費が企業にとって大きな負担となり、時としてはこれらが回収不能なコストとなってしまう場合もあるため、補助をすることで企業のリスク負担を軽減し、技術革新の推進が可能となることを期待した。

### 4 導入にあたり工夫・苦労した点、課題、対処法など

高い補助率を設定することにより、中小企業に対して、事業の実施に対し強い意欲を喚起しうるようにした。

補助対象業種を定めず、広く企業に事業を募集しているため、応募される事業の分野も様々にわたっている。審査においては、応募された事業内容を理解し、評価することが必要となるため、デザイン・IT・食品・機械・金属加工・木材加工等の専門知識を有する委員からなる審査委員会で審査を行っている。審査の観点としては、製品の新規性や優秀性に加えて、ニーズ等市場性を踏まえたものとなっているかを評価している。

### 5 現在の成果・実績、今後の展開など

事業の募集が新聞などに取り上げられたことにより、意欲ある中小企業、個人事業者から20件の応募があり、このうち機械・家具などの製品開発について5件の事業を採択した。

今年度は地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、追加して事業の募集を行っていくこととしている。

当市では本事業とは別に、製品の販路拡大のために行う、展示会への出展経費に対する補助金を実施しており、本事業と併せて活用することで、開発から販売までの過程を当市が総合的に支援する仕組みとなっている。

## 予算関連データ 旭川市

平成21年度額 ①～⑤の計		財源内訳(財源区分:①～⑤)				
		①国費	②県費	③起債	④その他	⑤一般財源
16,160千円		8,060千円	0千円	0千円	0千円	8,100千円
①～④の名称・所管等	名称	地域活性化・経済危機対策臨時交付金				/
	所管	内閣府地域活性化推進担当室				
	金額	8,060千円				
	補助率	10/10				